

国土利用計画（岐阜県計画）

第 2 次

昭和61年3月24日 議決

昭和61年3月31日 決定

昭和61年3月31日 公表

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岐阜県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画であり、全国の区域について定める全国計画及び市町村の区域について定める市町村計画とともに国土利用計画体系を構成し、県土の利用に関する行政上の指針となるとともに、市町村計画及び岐阜県土地利用基本計画の基本となるものである。

1 県土の利用に関する基本構想

（1）県土利用の基本方針

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、本県のもつ地域特性をいかしつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

本県は、地理的に日本列島の中間に位置し、また、山紫水明といわれるよう豊かな自然にも恵まれている。このような条件のもとに、県土の利用にあたっては、交通の要衝、木材生産、水資源供給、観光・レクリエーション、快適な居住地及び文化、伝統、自然が一体となった心のふるさととしての諸機能の活用と増進に十分配慮しなければならない。

今後の県土利用にかかる社会的背景としては、人口は、その増勢を鈍化させながら、21世紀初頭には減少局面を迎える、都市化は、進展しつつも、その態様を変化させ、経済社会諸活動は、高度情報化が進むなかにあって、ソフト化・サービス化の傾向を強めつつ拡大し、国際化もあらゆる分野で進むことが見通されている。一方、国際的食料需給の逼迫を背景とした、食料の安定的供給が叫ばれているこ

と、また、県内には、人口が減少し、高齢化が進みつつある地域があることへの配慮が要請されている。

このような長期的観点から当面の10年間について考えれば、なお、都市化の進展、経済社会諸活動の拡大等が進むと考えられ、土地需要の調整、県土の効率的利用の観点からの有効利用に引き続き意を用いる必要がある。

他方、経済の安定成長の定着、生活水準の向上及び高齢化の進展等にともない、県民の価値観の高度化、多様化が見られ、県土の安全性を求めるほか、「みどりの連帯社会」の実現に向って、快適な環境、精神的な豊かさ、さらには健康的な活動の場を提供するものとしての県土に対する期待が高まっている。

このため、限られた県土資源を前提として、その有効利用を図りつつ、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うこと及び安全、快適かつ健康な生活基盤としての県土に対する要請に応えて、その質的向上を図ることが計画期間における課題である。

土地需要の量的調整に関しては、なお増加する都市的土地利用について、土地の高度利用を促進することにより、その節減、効率化を図るとともに、あわせて良好な新市街地の形成を図る。他方、自然的土地利用については、自然環境システムの維持に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配意して、適正な保全を図る。また、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと等にかんがみ、計画的かつ慎重に行うことが重要である。

県土の質的向上に関しては、災害をうけやすく、かつ、災害に対してぜい弱な構造をもつ県土の安全性を強化するため、水系の総合的管理を進めるとともに、県土の8割を占める森林の県土保全機能を高め、また、県土の防災性を向上するなど、県土の保全と安全性に配慮することが重要である。

また、公害の防止、自然環境の保全、歴史的風土の保存等に配慮し、それぞれの地域の特性に応じた快適かつ健康的な生活を支える県土の形成を図る必要がある。

これらの課題の実現にあたっては、低未利用地の活用及び土地の多面的利用を図るほか、都市における土地利用の高度化、ゆとりある環境の確保、農山村における地域の活性化に配意した農用地、森林の有効利用、都市的及び自然的土地利用が混在する地域における利用区分ごとの土地の適切な配置と組合せの確保などに配慮する必要がある。

(2) 利用区分別の県土利用の基本方向

- ア 農用地については、総合的食料自給力の維持強化と魅力のある農業経営を確立するため、必要な農用地の確保と造成、整備を図る。また、食料需給の動向に対応した農用地の利用と地力の維持向上に配意した利用の高度化等により、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、保水機能等農用地の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。さらに、都市及びその周辺で、他の利用区分に転換することが計画的に調整された必要最小限の土地を除き、できるかぎり集団的なまとまりをもつこととなるよう努める。
- イ 森林については、木材生産等の経済的機能及び県土保全、水資源かん養、保健休養、自然環境保全等の公益的機能を総合的に発揮しうるよう、適正な管理水準の維持向上に配慮しつつ、必要な森林の確保と整備を図る。なお、都市及びその周辺の森林については、魅力ある生活環境を確保するため、積極的に緑地として保全、整備するとともに、農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化と多様な国民的要請に配慮しつつ、その地域資源としての整備と有効利用を図る。また、低位利用にある森林については、積極的に森林機能の高度化を進めるほか必要な他の利用区分への転換について、総合的かつ計画的に調整を図る。
- ウ 原野については、生態系及び景観の維持等に配慮しつつ、有効利用を図るが、湿原、水辺植生、野生鳥獣の生息地等、貴重な自然環境を形成しているものについては、適正な保全を図る。
- エ 水面・河川・水路については、県土の安全性の確保、水資源の開発、農業用用排水路の整備等に要する用地の確保を図る。また、これらの水質保全に努めるとともに、整備にあたっては、親水性の向上を図り、できるかぎりその自然環境が損なわれないよう配慮するとともに、河川敷の有効利用に努める。
- オ 道路のうち、一般道路については、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。一般道路の整備にあたっては、道路の安全性、快適性等の向上、災害防止及び公共・公益施設の収容等道路の多面的機能に配意するとともに、環境の保全及び公害の防止に十分配慮する。また、農林道については、農林業の生産性向上及び農林地の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、その整備にあたっては、自然環境の保全に十分配慮する。

- 力 住宅地については、人口、世帯数の増加、都市化の進展の動向等に対応しつつ、地域の特性を配慮したゆとりある居住空間、望ましい居住水準及び良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を計画的に進めながら、必要な用地の確保を図る。また、既に相当の人口が集積している都市においては、土地の高度利用に配慮しつつ、オープンスペースの確保、居住環境の整備を図る
- キ 工業用地については、環境の保全等に配意し、地域の特性をいかした活性化と安定した就業機会の確保を図るため、工業の適性配置を促進するとともに、産業構造の変化に対応しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図る。また、工場移転、業種転換等にともなって生ずる工場跡地の多面的な有効利用を図る。
- ク その他の宅地については、人口の増加、経済規模の拡大及び経済社会諸活動のソフト化・サービス化の進展等に対応して必要となる第3次産業関連用地の確保を図る。なお、市街地にあっては、土地利用の高度化に配慮する必要がある。
- ケ 文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性、社会活動の多様化、文化の創造への要請などを踏まえ、環境の保全に配意して必要な用地の確保を図る。また、自由時間の増大を背景とした余暇活動の拡大、多様化に対応した必要な観光・レクリエーション施設用地の適正な確保を図る。さらに、未分譲宅地、耕作放棄地その他の低未利用地については、積極的に有効利用を図る。

(3) 地域類型別の県土利用の方向

ア 都市帶地域

本地域は、県の行政、経済等の中心地域として、また、中部圏の都市地域としての機能を有しており、今後ともこれら機能の強化を図る必要がある。このため、今後増加する人口と活発化する経済社会諸活動に適切に対処した地域の整備を図る。

市街地にあっては、市街地中心部における市街地再開発、その周辺部における土地地区画整理等により土地の高度利用と良好な市街地の形成を図り、また、オープンスペースの確保、都市緑地の保全等による災害に対する安全性の向上と快適な生活環境の保全、整備を図る。

市街地周辺部にあっては、農林業的土地利用との調整を図り、農林地の都市緑地としての機能に配慮しつつ、その宅地化及び保全並びに都市施設の整備を進める。

イ 地域中核都市地域

本地域は、その周辺に、人口が減少しつつある広大な山村地域を有した地域の中核となる地域であり、その整備にあたっては、山村地域の住民も含めた都市的需要の充足、産業の振興及び生活環境の整備を推進する。このため、観光・レクリエーション事業の振興に配慮し、市街地にあっては、総合的な都市機能の整備を進め、市街地周辺にあっては、農用地の高度利用、森林の活用及び貴重な自然の確保を図るとともに、地域の特性に応じた工業導入等による就業機会の確保に努める。

ウ 農村地域

本地域は、高生産性農業を進めるため、優良農用地確保の観点から、農用地の整備と利用の高度化を図るとともに、農林地等がおりなす二次的自然としての農村景観の保全に留意し、健全な地域社会形成のため、地域の特性に配慮した良好な生活環境の整備、地域産業の振興、工業導入による就業機会の確保等、総合的な整備を推進する。また、宅地が混在する地域においては、住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な整備を図る。

エ 山村地域

本地域は、人口流出、高齢化等が進みつつある、森林が主体の地域であり、森林の適正管理の重要性にもかんがみ、地域社会の維持が重要となっている。このため、農地造成、森林造成、林業基盤整備、環境整備、特産品の開発及び観光・レクリエーション事業の振興等により、総合的な地域の整備を推進する。また、森林の公益的機能の増進と貴重な自然の確保を図る。

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は、昭和70年とし、基準年次は、昭和58年とする。

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と普通世帯数については、昭和70年において、それぞれおよそ210万人、およそ60万世帯に達するものと想定する。

ウ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等をしん

しゃくして、利用区別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

オ 県土の利用の基本構想に基づく昭和70年の利用区分ごとの規模の目標は、

第1表のとおりである。

カ なお、目標数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

第1表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

単位：百ha, %

区分	昭和58年	昭和70年	構成比	
			58年	70年
農用地	740	695	7.0	6.6
農地	729	684	6.9	6.5
採草放牧地	11	11	0.1	0.1
森林	8,748	8,670	82.6	81.8
原野	17	6	0.2	0.1
水面・河川・水路	280	307	2.6	2.9
道路	207	260	1.9	2.4
宅地	324	378	3.1	3.6
住宅地	180	205	1.7	1.9
工業用地	34	41	0.3	0.4
その他の宅地	110	132	1.1	1.3
その他の	280	280	2.6	2.6
合計	10,596	10,596	100.0	100.0
市街地	126	158	1.2	1.5

(注) 1. 道路は、一般道路及び農林道である。

2. 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。昭和58年欄の市街地の面積は、昭和55年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 地域別の概要

- ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるにあたっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、当該地域の振興を図るため、地域固有の自然的、社会的、経済的特性に対応する土地利用を確保し、環境の保全が図られるよう適切に対処しなければならない。
- イ 地域の区分は、岐阜地域（岐阜市、関市、美濃市、羽島市、各務原市、羽島郡、本巣郡、山県郡、武儀郡及び郡上郡とする。）、大垣地域（大垣市、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡及び揖斐郡とする。）、可茂・益田地域（美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡及び益田郡とする。）、東濃地域（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、土岐郡及び恵那郡とする。）及び飛騨地域（高山市、大野郡及び吉城郡とする。）の5区分とする。
- ウ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとする。計画の基礎的な前提となる昭和70年における人口は、およそ岐阜地域96万人、大垣地域39万5千人、可茂・益田地域26万5千人、東濃地域35万人、飛騨地域13万人程度とする。
- エ 昭和70年における地域別の利用区分ごとの規模の目標は、おおむね第2表の程度となる。

第2表 地域別の利用区分ごとの規模の目標

区分	岐阜地域				大垣地域			
	昭和 58年	昭和 70年	構成比		昭和 58年	昭和 70年	構成比	
			58年	70年			58年	70年
農用地	230	204	8.8	7.8	208	191	14.5	13.4
農地	229	203	8.8	7.8	208	191	14.5	13.4
採草放牧地	1	1	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
森林	2,019	2,004	77.2	76.6	1,002	986	70.1	68.9
原野	1	0	0.0	0.0	1	0	0.1	0.0
水面・河川・水路	88	91	3.4	3.5	71	86	5.0	6.0
道路	62	79	2.4	3.0	40	50	2.8	3.5
宅地	135	158	5.2	6.1	69	80	4.8	5.6
住宅地	78	89	3.0	3.4	40	45	2.8	3.1
工業用地	12	13	0.5	0.5	9	10	0.6	0.7
その他の宅地	45	56	1.7	2.2	20	25	1.4	1.8
その他	80	79	3.0	3.0	39	37	2.7	2.6
合計	2,615	2,615	100.0	100.0	1,430	1,430	100.0	100.0
市街地	69	85	2.6	3.3	18	22	1.3	1.5

(注) 利用区分及び面積の内容については、第1表注記のとおりである。

单位：百ha, %

可茂・益田地域				東濃地域				飛騨地域			
昭和 58年	昭和 70年	構成比		昭和 58年	昭和 70年	構成比		昭和 58年	昭和 70年	構成比	
		58年	70年			58年	70年			58年	70年
96	88	5.7	5.2	117	113	7.6	7.4	89	99	2.7	3.0
96	88	5.7	5.2	116	112	7.5	7.3	80	90	2.4	2.7
0	0	0.0	0.0	1	1	0.1	0.1	9	9	0.3	0.3
1,415	1,396	84.1	83.0	1,198	1,184	77.9	77.0	3,114	3,100	93.5	93.1
0	0	0.0	0.0	7	3	0.5	0.2	8	3	0.2	0.1
41	44	2.4	2.6	32	37	2.1	2.4	48	49	1.4	1.5
32	44	1.9	2.6	41	49	2.7	3.2	32	38	1.0	1.1
40	50	2.4	3.0	54	63	3.5	4.1	26	27	0.8	0.8
22	27	1.3	1.6	28	32	1.8	2.1	12	12	0.4	0.4
4	6	0.3	0.4	6	9	0.4	0.6	3	3	0.1	0.1
14	17	0.8	1.0	20	22	1.3	1.4	11	12	0.3	0.3
59	61	3.5	3.6	88	88	5.7	5.7	14	15	0.4	0.4
1,683	1,683	100.0	100.0	1,537	1,537	100.0	100.0	3,331	3,331	100.0	100.0
4	9	0.2	0.5	26	33	1.7	2.1	9	9	0.3	0.3

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要是、次のとおりである。

なお、これらの措置を進めるにあたっては、県民意識の高揚及び県民の理解と協力に努めるものとする。

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法並びに岐阜県自然環境保全条例、岐阜県宅地開発基準条例その他の土地利用関係法令の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。

(2) 地域整備施策の推進

地域の均衡ある発展を推進するため、それぞれの地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件をいかしつつ、都市と農山村の有機的な連携と地域の活性化に留意した総合的な環境の整備を図る。

なお、整備にあたっては、県土の持つ諸機能の活用、地域間交通網の整備、各種イベントの実施などに配慮する必要がある。また、地域整備の基幹となる高速道路のインター周辺にあっては、インターの地域に与える影響が大きいことにかんがみ、地域の特性を踏まえた適正な土地利用の確保を図る。

(3) 県土の保全と安全性の確保

ア 県土の保全と安全性を確保するため、水系ごとの治水対策と流域内の土地利用との調和を図り、また、地形等自然条件と土地利用配置との適合性に配慮しつつ、土地の利用を規制する区域の設定等を行い、適正な土地利用への誘導を図る。

イ 森林のもつ県土保全等の公益的機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進めるとともに、地域の特性に応じた管理を推進しつつ、森林の管理水準の向上を図る。また、林道等必要な施設整備を進めるとともに、森林管理への理解と参加、林業の担い手の育成、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

ウ 人口、産業、諸機能が集中している地域にあっては、市街地の整備等にあたり、地震、火災等の災害に対処するため、オープンスペースの確保等十分な防災上の配慮を加えつつ、適正かつ計画的な土地利用を図る。

(4) 環境の保全と県土の快適性、健康性の確保

- ア 公害の防止、自然環境の保全、歴史的風土の保存、文化財の保護等を図るため、土地利用を規制する区域及び環境基準の設定等を行い、開発行為等の規制の措置を講ずる。
- イ 良好的な環境を確保するため、開発行為等については、必要に応じて環境影響評価を実施することなどにより土地利用の適正化を図る。
- ウ 環境の保全を図るため、住居系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導、緩衝緑地の設置、廃棄物処理用地の確保等を推進する。
- エ 魅力ある県土を形成するため、すぐれた自然の総合的かつ計画的な保全、整備を図る。また、都市においては、緑地及び水辺空間の積極的な保全・創出、良好な街並み景観の形成等により、ゆとりある快適な環境をつくるとともに、農山村においては、森林、農用地等の緑空間を自然とのふれあいの場として確保する。
- オ 公害の防止を図るため、交通施設等の周辺における、緩衝緑地の設置、これら施設と調和した土地利用の誘導等による騒音防止及び下水道の整備、生活雑排水の適正な処理などによる水質保全等を進める。

(5) 土地利用の転換の適正化

- ア 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分配慮する。
- イ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することに十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。
- ウ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などを図りつつ、適正な土地利用の確保を図る。
- エ 混住化の進展する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用との調和を図る。

(6) 土地の有効利用の促進

- ア 農用地については、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、農地の流動化、裏作作付地の積極的拡大、不作付地の解消等によりその有効利用を図る。
- イ 森林については、経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進するとともに、自然とのふれあいの場、教育の場等としての利用に配慮する。
- ウ 住宅地については、良好な居住環境の整備を推進しつつ、計画的な宅地開発の促進を図る。また、良好な市街地を形成するため、土地区画整理を推進するとともに、既に相当の人口が集積している都市においては、土地の高度利用、防災性の向上、ゆとりある環境の確保に配慮する。
- エ 工業用地については、地域社会との調和及び環境の保全を図りつつ、技術革新、高度情報化が進むなかにあって、産業構造の変化、企業の立地動向を踏まえ、良好な立地条件の整備に配慮し、工業の適正配置の促進と計画的な工業団地の造成を図る。
- オ 未分譲宅地、耕作放棄地及び河川敷等の低未利用地については、県土の有効利用及び県土保全の観点から、周辺土地との調整を図りつつ、その活用を推進する。
- カ 土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。あわせて、民間の活力をいかすとともに、借地及び土地信託等による有効な土地利用を図る。

(7) 市町村計画の活用等

土地利用は、県、市町村のみならず、県民一人ひとりが密接なかかわりを有していることから、県土の利用に関する諸計画に住民の意向を反映し、地域の実情を踏まえたものとするとともに、計画に基づいた諸施策の実効性と円滑な推進を図るため、市町村計画のより積極的な活用等を進める。

(8) 県土に関する調査の推進と土地情報の普及啓蒙

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査はじめ各種の県土に関する基礎的な調査を推進する。また、土地情報の積極的な普及、啓蒙を図る。